

# 栃木県環境影響評価技術指針

## 小 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第 1 趣旨                           | 1  |
| 第 2 基本的事項                        | 1  |
| 第 3 対象とする環境要素                    | 1  |
| 第 4 対象地域                         | 1  |
| 第 5 実施手順                         | 2  |
| 第 6 環境影響評価方法書の作成                 | 2  |
| 1 事業計画の策定                        | 2  |
| 2 地域概況の調査                        | 2  |
| 3 項目及び手法の予備的選定                   | 3  |
| 第 7 環境影響評価準備書の作成                 | 8  |
| 1 項目及び手法の選定                      | 8  |
| 2 調査                             | 8  |
| 3 項目及び手法の再検討                     | 9  |
| 4 予測                             | 9  |
| 5 環境保全措置の検討                      | 10 |
| 6 評価                             | 11 |
| 7 環境影響の総合的評価                     | 11 |
| 8 事後調査の計画の策定                     | 11 |
| 第 8 環境影響評価書の作成                   | 12 |
| 第 9 事後調査報告書の作成                   | 13 |
| 第 10 方法書、準備書、評価書及び事後調査<br>報告書の構成 | 13 |
| 第 11 調査                          | 16 |
| 1 環境の構成要素の良好な状態の保持               | 16 |
| (1) 大気質                          | 16 |
| (2) 水質                           | 17 |
| (3) 水象                           | 18 |
| (4) 土壌                           | 19 |
| (5) 騒音                           | 20 |
| (6) 振動                           | 21 |
| (7) 地盤                           | 22 |
| (8) 悪臭                           | 23 |
| (9) 地形・地質                        | 23 |
| (10) 反射光                         | 24 |
| 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全          | 24 |
| (1) 植物                           | 24 |
| (2) 動物                           | 25 |
| (3) 生態系                          | 26 |

|              |                       |           |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 3            | 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保   | 27        |
| (1)          | 景観                    | 27        |
| (2)          | 人と自然との触れ合い活動の場        | 28        |
| 4            | 環境への負荷の低減             | 28        |
| (1)          | 廃棄物等                  | 28        |
| (2)          | 温室効果ガス等               | 29        |
| <b>第 1 2</b> | <b>予 測</b>            | <b>30</b> |
| 1            | 環境の構成要素の良好な状態の保持      | 30        |
| (1)          | 大気質                   | 30        |
| (2)          | 水質                    | 30        |
| (3)          | 水象                    | 30        |
| (4)          | 土壌                    | 31        |
| (5)          | 騒音                    | 31        |
| (6)          | 振動                    | 32        |
| (7)          | 地盤                    | 32        |
| (8)          | 悪臭                    | 32        |
| (9)          | 地形・地質                 | 33        |
| (10)         | 反射光                   | 33        |
| 2            | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 33        |
| (1)          | 植物                    | 33        |
| (2)          | 動物                    | 33        |
| (3)          | 生態系                   | 34        |
| 3            | 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保   | 34        |
| (1)          | 景観                    | 34        |
| (2)          | 人と自然との触れ合い活動の場        | 34        |
| 4            | 環境への負荷の低減             | 35        |
| (1)          | 廃棄物等                  | 35        |
| (2)          | 温室効果ガス等               | 35        |
| <b>第 1 3</b> | <b>評 価</b>            | <b>36</b> |
| 1            | 環境の構成要素の良好な状態の保持      | 36        |
| 2            | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 37        |
| 3            | 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保   | 38        |
| 4            | 環境への負荷の低減             | 38        |
| <b>第 1 4</b> | <b>そ の 他</b>          | <b>39</b> |

# 栃木県環境影響評価技術指針

平成11年6月11日栃木県告示第367号  
一部改正 令和 2年12月1日栃木県告示第612号

## 第 1 趣旨

- 1 この栃木県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)は、栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他環境影響評価及び事後調査を行うために必要な技術的事項を定めるものとする。
- 2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、技術指針に定めるところにより環境影響評価及び事後調査(以下「環境影響評価等」という。)を行うに当たっては、対象事業の種類、規模その他事業計画の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。
- 3 この技術指針は、今後の事例の集積又は科学的知見の進展等に応じて必要な改訂を行うものとする。

## 第 2 基本的事項

- 1 対象事業に係る計画(以下「事業計画」という。)の策定に当たっては、栃木県環境基本条例(平成8年栃木県条例第2号)、栃木県環境基本計画その他環境保全に関する県の計画の内容を十分勘案するものとする。
- 2 環境影響評価の手続の開始時期は、事業計画の修正が比較的容易なできる限り早期の段階とし、事業の実施をより環境の保全に適正に配慮したものとするため、事業計画を確定するまでの各段階において環境影響をできるだけ回避、低減する視点から必要に応じて事業計画の見直し検討を行うものとする。
- 3 調査、予測及び評価は、環境影響評価の環境項目として選定したもの(以下「選定項目」という。)ごとに行うものとする。
- 4 環境影響評価において、事業の実施が環境に及ぼす影響を緩和する方法を検討するに当たっては、第7の5に示す考え方にに基づき、回避、低減及び代償の順に検討するものとする。

## 第 3 対象とする環境要素

環境影響評価の対象は、第6の表-1に掲げる環境を構成する要素(以下「環境要素」という。)とする。  
なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。

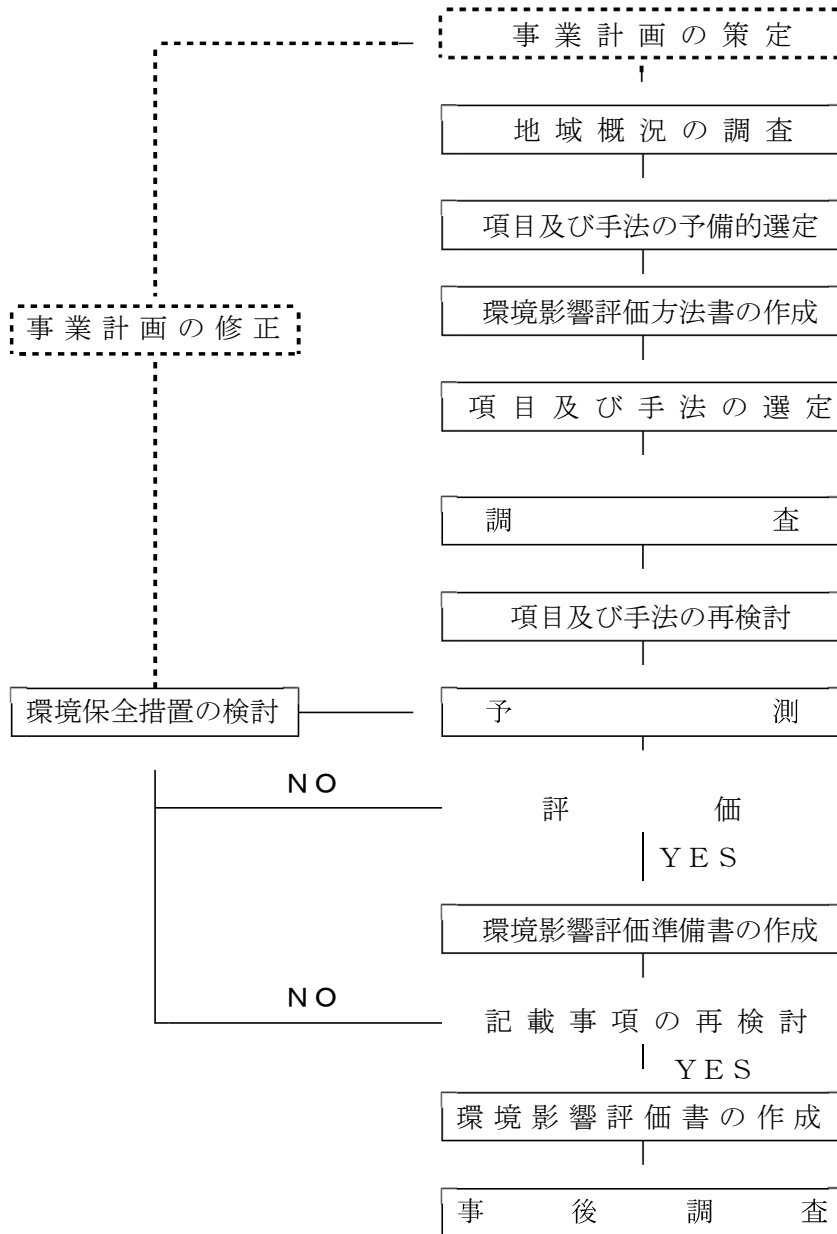
## 第 4 対象地域

環境影響評価の対象とする地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

## 第5 実施手順

環境影響評価等は、原則として次の手順により実施する。

図-1 環境影響評価等の実施手順



## 第6 環境影響評価方法書の作成

### 1 事業計画の策定

- (1) 事業計画の概要の策定に当たっては、第2の環境影響評価等の基本的事項を踏まえて策定するものとする。
- (2) 環境への影響をできる限り回避、低減したものであるか否か、又、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かという視点を踏まえ、複数案について幅広く比較検討するものとする。

### 2 地域概況の調査

- (1) 対象事業の実施に係る調査、予測及び評価の項目の予備的選定を行うため、事業特性及び地域特性を勘案して、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を対象に表-2を参考に対象事業実施区域及びその周囲の概況(以下「地域概況」という。)について選定項目に係る予測

及び評価に必要な範囲の情報を把握するものとする。

- (2) 地域概況の把握は、入手可能な最新の文献又は資料(以下「既存文献等」という。)の収集に努めるものとし、既存文献等がない場合又は不備な場合は、必要に応じて関係地方自治体、専門家その他当該環境影響評価に関する知見を有する者(以下「有識者等」という。)からの聴取(以下「聞き取り」という。)若しくは現地調査によるものとする。ただし、有識者等から聞き取りした場合は、その日時及び相手方等を整理しておくこと。

### 3 項目及び手法の予備的選定

#### (1) 環境影響要因の抽出

環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある行為(工事完了後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を含む。)又はその行為から発生する要因(以下「環境影響要因」という。)を、表-3などを参考に工事中及び工事完了後のそれぞれの段階について抽出するものとする。

なお、事業特性及び地域特性に応じて、必要がある場合は、環境影響要因を追加又は削除して抽出するものとする。

#### (2) 項目の選定

前項で抽出した環境影響要因と事業特性及び地域特性を勘案し、表-3などを参考に環境影響要因ごとに、当該要因によって環境影響を受けるおそれのある環境項目の小区分を明らかにするものとする。

この場合において、法令等による規制又は目標の有無及び環境影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性等も考慮し、客観的かつ科学的な検討に基づき必要に応じて環境項目を追加又は削除して環境影響評価の項目を選定し、その結果を一覧できるようにとりまとめるものとする。

なお、国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境項目を設定できるものとする。

#### (3) 追加又は削除の項目

##### ア 追加の対象となる項目

(ア) 事業特性が、相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある項目

(イ) 対象事業実施区域又はその周囲に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が環境影響を及ぼすおそれがある項目

a 環境影響を受けやすい地域その他の対象に係る項目

b 環境の保全を目的とした法令等により指定された地域その他の対象に係る項目

c 環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域における当該悪化に係る項目

##### イ 削除の対象となる項目

(ア) 環境影響がないか又はその程度が小さいことが明らかである項目

(イ) 対象事業実施区域又はその周囲に環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである項目

#### (4) 手法の選定

調査、予測及び評価の手法の選定は、選定する項目ごとに、項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、表-1に掲げる環境項目ごとに第1-1、第1-2及び第1-3に掲げる手法(以下「標準手法」という。)を参考に環境影響要因と事業特性及び地域特性の関係並びに法令等における規制又は目標の有無等を勘案し、客観的かつ科学的な検討に基づき、必要に応じて手法を重点化又は簡素化して、調査、予測及び評価の手法を選定し、その結果を以下のとおり分類整理して一覧できるようにとりまとめるものとする。

ア 環境影響評価を詳細に行う項目(2以上の手法を組み合わせて行う項目を含む。)

イ 環境影響評価を標準的に行う項目

ウ 環境影響評価を簡素化して行う項目

エ 一般的な環境保全対策で対処する項目

オ 環境影響評価を行わない項目

(5) 手法の重点化又は簡素化

ア 手法の重点化

(ア) 事業特性が、選定項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがある場合

(イ) 対象事業実施区域又はその周囲に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が環境項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある場合

a 選定項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

b 選定項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

c 選定項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

イ 手法の簡素化

(ア) 選定項目に係る環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

(イ) 選定項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準的な調査の手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合

(ウ) 類似の事例により環境影響の程度が明らかである場合

(エ) 対象事業実施区域又はその周囲に選定項目に係る環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定される場合

(6) 留意事項

ア 地域概況の調査の結果についての事業計画への配慮に当たっては、栃木県環境基本計画における主体別配慮指針、地域別配慮指針及び事業別配慮指針の内容と整合を図るものとする。

イ 環境影響評価の項目の選定、選定項目の分類並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにすること。

ウ 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に調査の手法を記載する場合にあつては、既に入手している情報の範囲内で、調査の地点、経路、調査の期間、時期、時間帯、調査の方法等について、できる限り具体的に記載すること。

エ 環境影響評価の項目の選定、選定項目の分類並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、第6の2の予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて有識者等の助言を受けて行うこと。(ただし、有識者等の助言を受けた場合は日時及び相手方等の状況を整理しておくこと。)

オ 環境影響評価項目の選定に当たっては、第7の7において環境影響の総合的評価を行うことを踏まえ環境項目の相互の関係を十分考慮して選定すること。

表－１ 環境要素の内容

| 大 区 分                | 中 区 分           | 小 区 分   |
|----------------------|-----------------|---|
| 環境の構成要素の良好な状態の保持     | 大 気 質           | 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン等、ダイオキシン類、炭化水素、有害大気汚染物質、その他必要な項目 |
|                      | 水 質<br>(底質を含む。) | 生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類、その他必要な項目                                  |
|                      | 水 象             | 河川、湖沼、地下水の流況  |
|                      | 土 壌             | 特定有害物質、銅、ダイオキシン類、その他必要な項目   |
|                      | 騒 音             | 環境騒音、工場騒音、建設作業騒音、道路交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音、低周波音                                    |
|                      | 振 動             | 環境振動、工場振動、建設作業振動、道路交通振動   |
|                      | 地 盤             | 地盤沈下、地下水位   |
|                      | 悪 臭             | 臭気指数、その他必要な項目   |
|                      | 地形・地質           | 地形・地質   |
|                      | 反 射 光           | 反射光   |
| 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | 植 物             | 種子植物、シダ植物、その他必要な植物  |
|                      | 動 物             | 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、その他必要な動物  |
|                      | 生 態 系           | 地域を特徴づける生態系   |
| 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保  | 景 観             | 眺望点、景観資源、眺望景観   |
|                      | 人と自然との触れ合い活動の場  | レクリエーション資源、触れ合い活動の場   |
| 環境への負荷の低減            | 廃棄物等            | 廃棄物、建設副産物   |
|                      | 温室効果ガス等         | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、オゾン層破壊物質                      |
| そ の 他                | その他の項目          | 日照障害、その他知事が必要と認める項目   |



表－２ 地域概況に係る項目

| 項 目                            | 調 査 事 項  |
|--------------------------------|--|
| 人 口                            | 人口分布、人口密度、人口動態等  |
| 産 業                            | 産業構造、産業別就業人口、工場・事業場等の発生源の状況等                                 |
| 交 通                            | 道路・交通状況、鉄道の利用状況等   |
| 土 地 利 用                        | 土地利用の概況、用途地域、農地・林地の分布等                                       |
| 水 域 利 用                        | 水域(地下水を含む。)の概況、水面利用、水利権等の状況、水利用状況等                           |
| 公 共 施 設 等                      | 学校、病院その他環境配慮が必要な施設の配置の状況、住宅が集合している地域の状況、公園、緑地、下水道、ごみ処理施設等の状況 |
| 関 係 法 令 の<br>指 定 ・ 規 制 等       | 環境保全を目的とした法令等により指定された地域その他の対象に係る規制等の内容その他の状況、文化財・史跡名勝・天然記念物等 |
| 気 象                            | 気象の状況  |
| 大 気 質                          | 大気質の概況   |
| 水 質                            | 水質の概況、底質の概況  |
| 水 象                            | 河川、湖沼及び地下水等の状況   |
| 土 壌                            | 土壌の概況(土地利用の履歴を含む。)   |
| 騒 音                            | 騒音の概況  |
| 振 動                            | 振動の概況  |
| 地 盤                            | 地盤の概況(地下水位、地盤沈下の概況を含む。)                                      |
| 悪 臭                            | 悪臭の概況  |
| 地 形 ・ 地 質                      | 地形・地質の概況   |
| 反 射 光                          | 土地利用の状況、地形の状況  |
| 植物・動物・生態系                      | 植物・動物の概況、生態系の概況  |
| 景 観                            | 景観の概況  |
| 人 と 自 然 と の<br>触 れ 合 い 活 動 の 場 | 野外レクリエーション地及び日常的な人と自然の触れ合い活動の場の概況                            |
| 廃 棄 物 等                        | 廃棄物処理の状況、周辺の処理施設の処理能力等                                       |
| 温 室 効 果 ガ ス 等                  | 温暖化防止対策、オゾン層破壊物質の処理状況等                                       |

表－3 環境項目抽出マトリックス

| 環境項目                  |          | 大気質 | 水質 | 水象 | 土壌 | 騒音 | 振動 | 地盤 | 悪臭 | 地形・地質 | 反射光 | 植物 | 動物 | 生態系 | 景観 | 人と自然との<br>れ合い活動の場 | 廃棄物等 | 温室効果ガス等 |   |
|-----------------------|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-----|----|----|-----|----|-------------------|------|---------|---|
| 環境影響要因                |          |     |    |    |    |    |    |    |    |       |     |    |    |     |    |                   |      |         |   |
| 工<br>事<br>中           | 樹木の伐採等   | ○   | ○  | ○  |    | ○  |    |    |    | ○     |     | ○  | ○  | ○   | ○  | ○                 | ○    | ○       |   |
|                       | 切土工・盛土工  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    | ○     |     | ○  | ○  | ○   | ○  | ○                 | ○    |         |   |
|                       | 掘削       | ○   | ○  | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    | ○     |     | ○  | ○  | ○   |    |                   | ○    |         |   |
|                       | 杭打ち      |     |    |    |    | ○  | ○  |    |    |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      |         |   |
|                       | 機器・資材の運搬 | ○   |    |    |    | ○  | ○  |    |    | ○     |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      |         |   |
|                       | コンクリート工  |     | ○  |    |    | ○  | ○  |    |    |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      |         |   |
|                       | 削孔爆破     | ○   |    |    |    | ○  | ○  |    |    |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   | ○    |         |   |
|                       | 廃材・廃土の発生 | ○   | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    |    |       |     |    |    |     | ○  | ○                 | ○    |         |   |
|                       | 工事用道路の建設 | ○   | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    |    | ○     |     | ○  | ○  | ○   | ○  |                   |      | ○       |   |
| 存<br>在<br>・<br>供<br>用 | ばい煙等の発生  | ○   |    |    | ○  |    |    |    | ○  |       |     | ○  | ○  | ○   | ○  |                   |      | ○       | ○ |
|                       | 自動車の走行   | ○   |    |    |    | ○  | ○  |    |    |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      | ○       |   |
|                       | 汚水等の排水   |     | ○  |    | ○  |    |    |    | ○  |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      | ○       |   |
|                       | 騒音・振動の発生 |     |    |    |    | ○  | ○  |    |    |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      |         |   |
|                       | 地下水採取    |     | ○  | ○  |    |    |    | ○  |    | ○     |     | ○  | ○  | ○   | ○  |                   |      |         |   |
|                       | 悪臭の発生    |     |    |    |    |    |    |    | ○  |       |     |    | ○  | ○   |    |                   |      |         |   |
|                       | 廃棄物の発生   | ○   | ○  |    | ○  |    |    |    | ○  |       |     | ○  | ○  | ○   | ○  |                   |      | ○       |   |
|                       | 建築物等の存在  |     |    |    |    |    |    |    |    |       | ○   | ○  | ○  | ○   | ○  | ○                 |      |         |   |
|                       | 有害物質の発生  | ○   | ○  |    | ○  |    |    |    |    |       |     | ○  | ○  | ○   |    |                   |      | ○       |   |
|                       | 雨水浸透力の変化 |     | ○  | ○  |    |    |    |    |    |       |     |    |    |     |    |                   |      |         |   |

(注) この表は、環境項目を抽出する場合の一つの目安として示したものであり、対象事業及び地域の環境特性や他の客観的かつ科学的技術的な知見等も考慮して、必要に応じて環境項目を追加又は削除して調査・予測・評価項目の選定を適宜行うものとする。

なお、国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境項目を設定できるものとする。

## 第7 環境影響評価準備書の作成

### 1 項目及び手法の選定

方法書についての知事の意見を尊重するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して環境影響評価の項目の選定並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行う。

### 2 調査

#### (1) 調査方法

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を調査区域とし、表-2について、第6の2の方法により地域概況を把握し、事業特性及び地域特性を勘案して前記1で選定した予測及び評価の項目について対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測、評価するための必要な水準を確保するために、選定項目ごとに第11に定める調査方法により行うものとし、既存文献等の活用、聞き取り調査及び現地調査により行うものとする。

なお、調査により得られた情報を整理し又は解析した結果、新たな情報又はより詳細な情報が必要と認められる場合は、補足調査を行うものとする。

#### (2) 調査範囲

環境影響評価の調査の対象とする範囲(以下「調査範囲」という。)は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域又は土地の形状が変更される区域、工作物が新設若しくは増改築される区域及びその周辺の区域その他調査に必要な区域を含む範囲を選定項目ごとに適切に設定するものとする。

#### (3) 調査地点

調査範囲の中で重点的に情報を収集する地点(以下「調査地点」という。)は、第11に定めるとおりとし、調査内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために適切かつ効果的であると認められる地点とする。

#### (4) 調査時期等

調査に係る時期、期間又は時間帯等(以下「調査時期等」という。)は、第11のとおりとし、事業特性、気象や水象、特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況などの地域特性並びに社会的状況を踏まえ、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために適切かつ効果的であると認められる調査時期等を選定項目ごとに設定するものとする。

#### (5) 留意事項

ア 調査に当たっては、既存文献等の名称、調査の前提条件並びに調査方法、調査範囲、調査地点及び調査時期等の設定根拠等を明らかにし、その妥当性を確認できるように整理しておくこと。

なお、希少生物の調査情報の公開については、必要に応じ種及び場所を特定できない整理方法を工夫するなど、希少生物の保護に配慮すること。

イ 調査方法については、調査の実施そのものに伴う環境影響ができる限り少ないものを選定すること。

ウ 調査範囲及び調査地点の設定に当たっては、必要に応じて現地の状況を確認すること。また、調査時期等の設定に当たっては、季節変動又は日変化等の変動並びに繁殖や渡り等の生活史を考慮して設定すること。

エ 既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ現地調査を実施する場合においては、当該観測結果と現地調査結果を比較できるように整理すること。

オ 法令等により調査法等が定められている選定項目について、当該方法以外の方法を選定する場合

は、その調査結果と法令等により定められている基準又は目標値を比較できるように整理すること。  
カ 地域概況調査及び現地調査で収集した基礎資料については内容を整理し、必要に応じて明らかにできるように一定期間適切に保管すること。

### 3 項目及び手法の再検討

#### (1) 予測及び評価に係る項目の再検討

環境影響評価を行う過程において、新たに保全すべき対象が判明した場合又は保全する必要性がないことが判明した場合など予測及び評価の項目の選定に係る新たな事情が明らかになった場合は必要に応じて項目の選定を見直すものとする。

なお、項目を追加する場合にあっては、追加の調査を行うものとし、項目を削除する場合にあってはその理由を明確にするものとする。

#### (2) 予測及び評価に係る手法の再検討

環境影響評価を行う過程において、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事情が明らかになった場合は必要に応じてその項目に係る予測及び評価の手法を見直すものとする。

なお、手法を簡素化する場合等にあっては、その理由を明確にするものとする。

### 4 予測

#### (1) 予測手法

予測は、対象事業が環境に及ぼす影響を把握し、環境の保全についての適正な配慮を行うための環境保全措置の検討に必要な水準を確保するために、選定項目ごとに理論計算に基づく計算、模型による実験、他事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法により行うものとし、工事中及び工事完了後における環境の状況の変化又は環境への負荷の量を第12に定める予測手法により行うものとする。

なお、選定項目により定量的な把握が困難な場合にあっては、類似事例又は経験則等を参考に定性的に把握する方法により行うことができるものとする。

#### (2) 予測範囲

予測の対象とする範囲(以下「予測範囲」という。)は、調査範囲のうちから、事業特性、地域特性及び調査結果を踏まえ、選定項目ごとに環境影響を受けるおそれがある地域を適切に設定するものとする。

#### (3) 予測地点

予測範囲の中で重点的に予測を行う地点(以下「予測地点」という。)は、次のとおりとし、事業特性や選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況、地形、地盤、気象及び水象の状況等を踏まえて地域を代表する地点を選定理由とともに記載するものとする。

なお、予測地点の設定に当たっては、調査地点との関係について整理しておく必要がある。

ア 特に環境影響を受けるおそれがある地点

イ 保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点

ウ その他対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測及び評価するために適切かつ効果的と認められる地点

#### (4) 予測対象時期等

予測範囲の中で重点的に予測を行う時期、期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。)は次のとおりとし、事業特性や選定項目の特性及び保全すべき対象の状況、地形、地盤、気象又は水象の状況等を踏まえ、環境への影響を明らかにするために適切な時期等を選定項目ごとに設定するものとする。

なお、供用開始後の定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測期間内で大きく変化する場合には、必要に応じて中間的な時期における予測を行うものとする。

- ア 工事の実施による環境影響が最大になる時期
- イ 供用により環境影響が最大になる時期
- ウ 供用開始後の定常状態
- エ 相当程度の環境影響が継続する時期
- オ その他予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

#### (5) 留意事項

- ア 予測に当たっては、予測手法の特徴、その適用範囲、予測地域及び予測地点の設定根拠、調査地点との位置関係並びに予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数その他予測に関する事項の内容及び妥当性を選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、明らかにできるように整理しておくこと。
- イ 予測は、通常の事業活動を前提とし、その中で環境影響が最大になる場合を想定して行うこと。
- ウ 季節変動、日変化及び繁殖や渡り等の生物の生活史等により特定の時期に環境影響が大きく現れる場合並びに漁期等の社会的状況も考慮するものとする。
- エ 予測の前提条件として、新たな手法を用いる場合その他環境影響評価の予測に関する知見が十分に集積されていない場合において、予測の不確実性の程度についてその内容を記載すること。
- オ 予測に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境の状況を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を勘案して予測を行うものとする。
- カ 事業者以外の国又は地方公共団体により行われる環境保全施策を前提条件として予測を行う場合にあっては、当該措置の規模及び時期等の内容を記載し、その効果を十分に整理し確認しておくこと。

### 5 環境保全措置の検討

#### (1) 環境に著しい影響を及ぼすものとなるおそれがある場合

- ア 環境の保全について適正に配慮するため、必要に応じて事業計画の見直し検討を行い、見直した事業計画の内容及び必要調査及び予測を再度行うものとする。
- イ 環境保全措置を追加的に実施するなど、環境保全措置の変更を行うこととした場合においては、当該項目に係る必要な調査及び予測を再度行うものとする。

#### (2) 環境影響ができる限り回避、低減されていない場合

- ア 選定項目に係る環境影響について、環境保全措置をできる限り具体的に検討し、検討した事業計画の内容及び必要調査及び予測を再度行うものとする。

この場合において、栃木県環境基本計画における主体別配慮指針、地域別配慮指針及び事業別配慮指針の内容との整合を図るものとする。

- イ 環境基準等が示されている場合にあっては、当該環境基準等の達成に努めるための環境保全措置も併せて検討するものとする。
- ウ 環境保全措置の検討に当たっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避、低減することを優先することとし、環境影響を緩和するために、事業の実施により損失する環境要素と同種の環境要素を創出すること等により環境保全上の価値を代償するための措置(以下「代償的措置」という。)については、他にとるべき適切な措置がない場合に限って検討するものとする。

### (3) 検討結果の整理

環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を具体的に明らかにできるよう整理するものとする。

ア 環境保全措置の内容(施設の構造又は配置、環境保全設備、工種・工法並びに代償的措置の検討など当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。)、実施主体、実施期間その他の環境保全措置の実施方法

イ 環境保全措置の効果、環境保全措置を実施した後の環境の状況の変化を予測した結果、環境保全措置を実施したにも関わらず存在する環境影響及び環境保全措置の効果の不確実性の程度

ウ 環境保全措置の実施により生じるおそれがある環境影響

エ 代償的措置を検討する場合にあつては、環境影響評価を回避、低減することが困難である理由

オ 代償的措置を検討する場合にあつては、事業の実施により損失する環境と代償的措置によって創出される環境に関し、それぞれの位置及び周囲の環境の状況並びに損なわれる環境、創出される環境に係る環境項目の種類及び内容

## 6 評価

調査、予測及び環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)の検討の結果に基づき、環境の保全についての適正な配慮がなされているか否かを選定項目ごとに検討することにより評価を行うものとする。

なお、評価の結果、必要に応じて環境保全措置の再検討を行うものとする。

### (1) 評価の方法

ア 対象事業に係る幅広い複数案を時系列的に若しくは並行的に比較検討する方法その他の方法を通じて、環境への影響をできる限り回避、低減しているか否か、又は実行可能な範囲でより良い技術が取り入れられたものとなっているか否かについて事業者が検討し、見解を明らかにすることにより行うものとする。

イ 国又は地方公共団体により環境の保全の施策として選定項目に関する環境要素に係る基準又は指針値等(以下「環境基準等」という。)が示されている場合にあつては、環境基準等及び栃木県環境基本計画等と整合が図られているか否かについても検討するものとする。

## 7 環境影響の総合的評価

選定項目のそれぞれについて、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討結果の概要を一覧できるようにとりまとめ、当該結果を踏まえ、他の選定項目に係る環境要素に及ぼす環境影響を含め、評価結果の相互の関係を検討することにより環境影響の総合的な評価を行う。

なお、評価結果の相互の關係に不整合が生じる場合は、必要に応じて環境保全措置の再検討を行う。

## 8 事後調査の計画の策定

事後調査は、予測及び評価結果の不確実性の程度が大きい場合又は講じることとした環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合並びに効果が判明するまでに時間を要する環境保全措置を講じた場合等において、工事中や供用開始後の環境の状態及び環境への負荷の状況を把握し、環境保全対策の効果を検証するために、環境への影響の重大性に応じて行うこととし、その結果、必要に応じて適切な環境保全措置を講じるものとする。

### (1) 事後調査の項目の選定

調査項目は次のとおりとし、予測及び評価結果の不確実性の程度を考慮し、環境への影響の重大性に応じて選定する。

ア 予測及び評価結果の不確実性の程度が大きい項目

- イ 環境保全措置の効果に係る知見が不十分な項目
- ウ その他環境の状態や環境への負荷の状況を把握する必要がある項目
- (2) 事後調査の手法  
事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる手法により行う。
- (3) 事後調査の範囲及び地点  
事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる範囲及び地点とするが、必要に応じてその他の範囲及び地点においても状況を把握する。
- (4) 事後調査の期間等  
事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等とするが、必要に応じてその他の期間等の状況も把握する。
- (5) 記載事項  
事後調査の計画には、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
  - ア 事後調査を行うこととした理由
  - イ 事後調査の項目、手法及び実施時期
  - ウ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいものとなることが明らかになった場合の対応方針
  - エ 事後調査の結果の報告の時期及び公表の方法に関する事項
  - オ 地方公共団体その他事業者以外の者(以下「地方公共団体等」という。)が把握している環境モニタリング等他の環境の状況に関する情報を活用しようとする場合は、当該地方公共団体等との協力関係又は当該地方公共団体等への要請の方法及び内容
  - カ 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の名称並びに当該実施主体との協力関係又は当該実施主体への要請の方法及び内容

## 第 8 環境影響評価書の作成

環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)についての知事の意見を尊重するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、準備書に記載された次の事項について再検討し、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成するものとする。

なお、準備書に記載された次の事項について再検討した結果、環境の保全について適正に配慮するため事業計画の見直しや追加的な環境保全措置の実施その他準備書の記載事項を修正する必要があると認める場合は、当該修正に係る予測及び評価を再度行うものとする。

- 1 対象事業の規模
- 2 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用
- 3 対象事業実施区域の位置
- 4 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要
- 5 切土、盛土その他土地の造成計画及び土石捨場又は採取場の位置及び規模
- 6 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 7 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
- 8 環境保全措置
- 9 環境影響の総合的評価
- 10 事後調査の計画
- 11 関係地域の範囲

- 12 供用開始後の事業計画
- 13 その他知事が必要と認める事項

## 第 9 事後調査報告書の作成

### 1 事後調査の実施

工事中や供用後の環境の状態や環境への負荷の状況及び環境保全措置の効果など予測及び評価の結果を検証するために、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、事後調査を行うものとする。

### 2 事後調査の結果の検討

環境の状況、事業の実施状況、環境保全措置の実施状況及びその効果との関係を時系列的に整理することにより、環境影響評価の結果との比較検討を行うものとする。

なお、この場合、調査時点における気象、水象の状況その他の事項との関連についての検討を踏まえて整理すること。

### 3 環境保全措置の見直し

- (1) 事後調査の結果により環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合については、評価書に記載された対応方針に基づき、環境保全措置を見直し、追加的な事後調査を実施するものとする。
- (2) 事後調査の結果、環境影響評価の結果と異なる場合や予測し得なかった環境影響が生じた場合など環境影響評価の結果との間に不整合が生じた場合は原因の究明に努めるとともに、必要に応じて環境保全措置を見直し、追加的な事後調査の実施を検討するものとする。

### 4 事後調査報告書の提出

事後調査結果については、事後調査の計画に基づき、工事中と工事完了後の時期に区分してできるだけ速やかに報告書を提出するものとする。ただし、上記3のように環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合又は環境影響評価の結果との間に不整合が生じた場合で、追加的な事後調査を実施した場合にあっては、調査終了後速やかに知事に報告書を提出するものとする。

## 第 10 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の構成

### 1 方法書の構成

方法書は、原則として、次に掲げる構成により作成するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容(既に決定されているものに限る。)

ア 対象事業の名称

イ 対象事業の目的(対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動その他の人の活動を含む。)

ウ 対象事業の内容

- (ア) 対象事業の種類
- (イ) 対象事業の規模
- (ウ) 対象事業実施区域の位置
- (エ) 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用
- (オ) 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要



(カ) 土石捨場又は採取場の位置及び規模

(キ) 対象事業に係る許認可等の種類及び内容

(3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況(特別配慮地域又は配慮地域の分布状況を含む。)

(4) 事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮する事項

(5) 事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮する事項

(6) 環境影響要因と環境影響評価の項目のマトリックス表

(7) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(8) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

## 2 準備書の構成

準備書は、原則として、次に掲げる構成により作成するものとする。

(1) 前記1に掲げる事項

(2) 調査結果の内容

(3) 予測結果の内容

(4) 評価結果の内容

(5) 環境保全措置の内容

(6) 環境影響の総合的評価

(7) 事後調査の計画その他環境の状況を把握するための措置の内容

(8) 事後調査の結果により環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合の対応方針

(9) 事後調査結果の報告の時期及び公表の方法

(10) 方法書に係る環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

(11) 方法書に係る知事の意見

(12) 10及び11の意見に対する事業者の見解

(13) 方法書に係る記載事項の修正内容及びその理由

(14) 委託を受けた者の氏名及び住所

## 3 評価書の構成

評価書は、原則として、次に掲げる構成により作成するものとする。

(1) 前記2に掲げる事項

(2) 準備書に係る環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

(3) 準備書に係る知事の意見

(4) 2及び3の意見に対する事業者の見解

(5) 準備書に係る記載事項の修正内容及びその理由

(6) 委託を受けた者の氏名及び住所

## 4 事後調査報告書の構成

事後調査報告書は、原則として、次に掲げる構成により作成するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 対象事業の実施状況

(4) 事後調査の結果と予測及び評価の結果との比較(追加的に実施した事後調査の結果を含む。)

(5) 環境保全措置の実施状況

(6) 事後調査の結果に基づき、見直した環境保全措置の内容

(7) 委託を受けた者の氏名及び住所

## 5 留意事項

方法書、準備書及び評価書の作成にあたっては、次の事項に留意することとする。

- (1) 環境影響評価の結果については、選定項目ごとに整理すること。
- (2) 調査結果や環境保全措置の検討状況等を詳細に記述する必要があるときは、別に資料編を作成し準備書又は評価書の附属資料として添付すること。
- (3) 調査、予測及び評価に用いた文献、資料等(記録、写真、標本等を含む。)については、公表できるように整理保管しておくこと。
- (4) 表現は、図表等を効果的に用いて簡潔かつ平易な文書表現となるよう配慮し、必要に応じて用語解説を行うこと。
- (5) 既存文献等を引用又は聞き取りを行った場合には、既存文献等の出典(名称、著者、発行者、発行年度、引用した部分又は聞き取りの日時及び相手方等)を整理しておくこと。

## 第 1 1 調査

第7の1で選定した予測、評価項目について、次により調査等を行うものとする。

### 1 環境の構成要素の良好な状態の保持

#### (1) 大気質

##### ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、大気質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

- (ア) 二酸化硫黄
- (イ) 二酸化窒素及び一酸化窒素
- (ウ) 一酸化炭素
- (エ) 浮遊粒子状物質
- (オ) 微小粒子状物質
- (カ) ベンゼン等
- (キ) ダイオキシン類
- (ク) 炭化水素(非メタン炭化水素)
- (ケ) 有害大気汚染物質(大気汚染防止法施行令第1条の有害物質を参照)
- (コ) その他必要な項目

##### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類及び規模、気象の状況等を考慮して、対象事業の実施が大気質に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

##### ウ 調査方法

- (ア) 調査内容  
調査内容は、大気質の現況濃度とする。この場合において、必要に応じて気象の状況(風向、風速)及び地形等の状況を調査する。
- (イ) 調査期間  
調査期間は、気象の状況等を考慮して、年間を通じた大気質の変化を把握し得る期間とする。
- (ウ) 調査地点  
調査地点は、大気質の変化を把握し得る地点とする。
- (エ) 測定方法

##### a 大気質の状況

環境基準が設定されている物質の測定方法は「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)又は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める方法による。ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な測定方法がある場合には、その方法によることができる。

なお、次に掲げる物質に係る通達等を参考にすること。

##### (a) 二酸化硫黄

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日環境庁大気保全局長通達)及び「大気中の二酸化硫黄等の測定方法の改正について」(平成8年10月25日環境庁大気保全局

長通達)

(b) 二酸化窒素及び一酸化窒素

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日環境庁大気保全局長通達)、  
「二酸化窒素の測定方法の変更に伴う措置等について」(昭和53年8月1日環境庁大気保全局企画課長通達)及び「大気中の二酸化硫黄等の測定方法の改正について」

(c) 一酸化炭素

「一酸化炭素に係る環境基準について」(昭和45年2月20日閣議決定)

(d) 浮遊粒子状物質

「浮遊粒子状物質に係る測定方法について」(昭和47年6月1日環境庁大気保全局長通達)及び「浮遊粒子状物質に係る測定方法の改定について」(昭和56年6月25日環境庁大気保全局長通達)

(e) 微小粒子状物質

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

(f) ベンゼン等

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

(g) ダイオキシン類

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

環境基準が設定されていない物質の測定方法は、次に掲げる方法等による。ただし、これらと同等以上の測定結果が得られる適切な測定方法がある場合には、その方法によることができる。

(a) 炭化水素(非メタン炭化水素)

「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」(昭和52年3月29日環境庁大気保全局長通達)

(b) 有害大気汚染物質

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成31年3月環境省水・大気環境局大気環境課編)

b 気象の状況

気象の調査は、「気象年報」(気象庁編)等既存資料の整理・解析及び現地調査による。

c 地形等の状況

地形等の調査は、地形図等既存資料の整理・解析及び現地調査の方法による。

(4) 調査結果

調査結果のとりまとめは、季節変化及び環境基準の達成状況等を整理することにより行う。

(2) 水質

ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模、水域(地下水を含む。以下同じ。)の特性等を勘案し、水質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要な項目を選択する。

(ア) 生活環境の保全に関する項目(水質汚濁防止法施行令第3条の項目を参照)

(イ) 人の健康の保護に関する項目(水質汚濁防止法施行令第2条の物質を参照)

- (ウ) ダイオキシン類
- (エ) その他必要な項目

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模、水域の状況等を考慮して、対象事業の実施が水質に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

調査内容は、水質の現況濃度及び水域の状況(流量、流速)とする。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、水域の特性を考慮し、年間を通じた水質の変化を把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査地点

調査地点は、水質の変化を把握し得る地点とする。

##### (エ) 測定方法

###### a 水質の状況

###### (a) 採水方法

採水方法は、「水質調査方法」(昭和46年9月30日環境庁水質保全局長通知)に定める方法による。

###### (b) 分析方法

分析方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法等による。

###### b 水域の状況

測定方法は、「水質調査方法」に定める方法による。

###### c ダイオキシン類の状況

測定方法は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法による。

##### (オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、季節変化及び環境基準の達成状況等を整理することにより行う。

### (3) 水象

#### ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模、水域の特性等を勘案し、水象に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要な項目を選択する。

- (ア) 河川及び水路等の位置、規模、流域、断面構造に関する項目
- (イ) 河川等の流量、水位その他流況に関する項目
- (ウ) 地下水及び湧水の賦存状況に関する項目
- (エ) 湖沼の水位、流出入水量、水深、貯水量その他流況に関する項目
- (オ) 河川等の形態、浸食、堆砂の状況
- (カ) 洪水の履歴・状況
- (キ) 水利用現況(水面利用を含む。)
- (ク) その他必要な項目

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模、水域の流況等を考慮して、対象事業の実施が水象に影響を及ぼすと予想される範囲とし、既存の事例や簡易の試算等を参考に設定する。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

調査内容は、水域の流況(流量、流速、水深、貯水量、地下水の水脈、賦存量、水位及び流向等)及び水域の形態、浸食、堆砂の状況等とする。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、地形・地質の状況及び流域の状況、河川等との合流並びに利水の状況等を踏まえ、豊水期又は渇水期等の季節変化及び周囲の区域の取水・排水の状況等を考慮し、年間を通した水象の変化を把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査地点

調査地点は、地形・地質の状況及び流域の状況、河川等との合流並びに利水の状況等を考慮し周囲の区域の取水・排水の状況等も踏まえ、水象の変化の状況を適切かつ効率的に把握し得る地点とする。

##### (エ) 測定方法

調査方法は、既存文献等により河川、地下水及び湖沼の流況を把握することとし、必要に応じて現地調査を行う。

##### (オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、季節変化等を整理することにより行う。

#### (4) 土壌

##### ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模、地域の概況等を勘案し、環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

##### (ア) 特定有害物質(土壌汚染対策法施行令第1条の物質を参照)

##### (イ) 銅

##### (ウ) ダイオキシン類

##### (エ) その他必要な項目

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類及び規模等を勘案し、土壌が汚染されると予想される範囲とする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

調査内容は、対象事業用地等の土壌の現況濃度とする。

この場合において、必要に応じて対象事業用地について、過去の土地利用等の経緯(以下「地歴」という。)を調査する。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、土壌の現況濃度を把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査地点

調査地点は、土壌の現況濃度を把握し得る地点とする。

(エ) 測定方法

a 土壌の現況

測定方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法による。

b 地歴

地歴の調査は、既存資料の整理・解析及び現地調査による。

(オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、測定結果等を周辺の土地利用の状況等を勘案して整理する。

(5) 騒音

ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模、地域概況等を勘案し、対象事業の実施による騒音が環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

(ア) 環境騒音

(イ) 工場騒音

(ウ) 建設作業騒音

(エ) 道路交通騒音

(オ) 新幹線鉄道騒音

(カ) 航空機騒音

(キ) 低周波音

イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模等を考慮して、対象事業の実施による騒音が環境に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査内容

調査内容は、騒音の現況（発生源の状況を含む。）とする。

(イ) 調査期間

調査期間は、騒音の実態を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、騒音の分布を把握し得る地点とする。

(エ) 測定方法

a 騒音の状況

(a) 環境騒音

測定方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法による。

(b) 工場騒音

工場騒音の測定方法は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生・農林・通商産業・運輸省告示第1号）に定める方法による。

(c) 建設作業騒音

建設作業騒音の測定方法は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生・建設省告示第1号)に定める方法による。

(d) 道路交通騒音

道路交通騒音の測定方法は、「騒音に係る環境基準について」に定める方法による。

(e) 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道騒音の測定方法は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)に定める方法による。

(f) 航空機騒音

航空機騒音の測定方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)に定める方法による。

(g) 低周波音

低周波音の測定方法は、低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年環境庁)に定める方法による。

b 交通量

自動車の種類ごとの交通量を調査する。

(オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、環境基準の達成状況等を整理することにより行う。

(6) 振動

ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模、地域の概況等を勘案し、対象事業の実施による環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

(ア) 環境振動

(イ) 工場振動

(ウ) 建設作業振動

(エ) 道路交通振動

イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模等を考慮して、対象事業の実施による振動が環境に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査内容

調査内容は、振動の現況(発生源の状況を含む。)とする。

(イ) 調査期間

調査期間は、振動の実態を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査地点

調査地点は、地域の概況を考慮して、振動の分布を把握し得る地点とする。

(エ) 測定方法

a 振動

(a) 環境振動



測定方法は、日本産業規格Z8735に定める方法による。

(b) 工場振動

測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に定める方法による。

(c) 建設作業振動

測定方法は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める測定方法による。

(d) 道路交通振動

測定方法は、「振動規制法施行規則」に定める方法による。

b 交通量

自動車の種類ごとの交通量を調査する。

(オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、振動レベル等を整理することにより行う。

(7) 地盤

ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

(ア) 地盤の状況

(イ) 地下水の採取に伴って発生する地盤の沈下

(ウ) 地下水位

イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模、地下水、地質の状況等を勘案して、対象事業の実施に伴う地下水の採取により、地下水位の低下及び地盤沈下が生じるおそれのある範囲とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査内容

調査内容は、地盤沈下の状況、地形・地質・土質の状況、地下水の水位及び地下水の利用状況とする。

(イ) 調査期間

調査期間は、季節変動等を考慮して、地下水の状況及び地盤沈下の状況を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査地点

調査地点は、地形等の状況、地下水の状況及び地盤沈下の状況を把握し得る地点とする。

(エ) 測定方法

a 地盤沈下

地盤沈下の調査は、「栃木県地盤変動・地下水位調査報告書」等既存資料の整理・解析及び現地調査による。

b 地質等

地質の調査は、ボーリング調査、物理探査等現地調査の方法による。土質試験は、「日本産業規格」等の方法による。

c 地下水位

地下水位の調査は、井戸又は観測井を用いる方法による。

d 地下水の利用状況

地下水の利用状況の調査は、既存文献等により利用の実態を把握することにより行い、必要に応じて現地調査を行う。

(オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、地下水位の季節変化等を整理し、地盤の状況との関連等を解析することにより行う。

(8) 悪臭

ア 調査項目

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

(ア) 臭気指数

(イ) その他必要な項目

イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模、気象の状況等を考慮して、対象事業の実施による臭気が環境に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査内容

調査内容は、臭気の状態、気象の状態(風向・風速)及び地形等の状況とする。

(イ) 調査期間

調査期間は、年間を通じた変化が把握し得る期間とする。

(ウ) 調査地点

調査地点は、臭気の変化を把握し得る地点とする。

(エ) 測定方法

a 悪臭物質の状況

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法等による。

b 気象の状況

気象の調査は、「気象年報」等既存資料の整理・解析及び現地調査による。

c 地形等の状況

地形等の状況の調査は、地形図等の既存資料の整理・解析及び現地調査による。

(オ) 調査結果

調査結果のとりまとめは、季節変化等を整理することにより行う。

(9) 地形・地質

ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

(ア) 地形・地質の種類

(イ) 地質構造

(ウ) 分布状況

(エ) 特異な自然現象が生じている土地

イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模及び地域の特性等を考慮して、対象事業の実施が地形・地質に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査内容

調査内容は、調査項目について地形分類図、表層地質図及び土壌図等既存資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、次に掲げるところによる。

a 地形・地質については、測量・ボーリング調査、物理探査等の現地調査による。

b 土質試験は、「日本産業規格」等の方法による。

(イ) 調査期間

調査期間は、地形・地質の現況を適切かつ効率的に把握し得る期間とする。

(ウ) 調査結果

地形・地質の特性について解析する。

(10) 反射光

ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

(ア) 土地利用の状況

(イ) 地形の状況

イ 調査範囲

調査範囲は、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある範囲とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査内容

調査内容は、調査項目について文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(イ) 調査期間

調査期間は、反射光の特性を踏まえ、調査範囲における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯とする。

(ウ) 調査地点

調査地点は、反射光の特性を踏まえ、調査範囲における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点とする。

(エ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。

2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 植物

ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

(ア) 植物の状況

調査対象は、種子植物、シダ植物及びその他必要な植物とする。

- a 植物個体
  - (a) 植物相の状況
  - (b) 注目される種の分布及び生育状況
- b 植物群落
  - (a) 群落の種類、種組成、構造、分布状況及び群落と立地条件との関係(必要に応じ潜在自然植生についての考察を含む。)
  - (b) 注目される植物群落の分布及び生育状況
- (イ) 緑の量(緑被率及び緑視率)
- (ウ) 生育環境
  - 地形、地質、土壌、水象及び日照等の状況
- (エ) 植物と生育環境との相互関係

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模及び地域の特性等を考慮して、対象事業の実施が植物に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

##### a 植物の状況

植物の調査は、植生図等既存資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、既存の調査手法による。

##### b 緑の量

緑の量の調査は、空中写真等既存資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、緑視率については写真撮影の手法による。

##### c 生育環境

生育環境の調査は、植生図等既存資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、次に掲げるところによる。

(a) 土壌については、土壌断面調査の手法による。

(b) その他については、関連する他の予測・評価項目の調査手法を参考に調査する。

##### d 植物と生育環境との相互関係

代表的な地点を選び、植物の状況及び生育環境の調査結果をもとにして、断面模式図等を描く方法による。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、植物の生育状況を把握するために適した時期及びその四季変動を十分把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。

## (2) 動物

### ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

#### (ア) 動物の状況

調査対象は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類及びその他必要な動物とする。

- a 動物相の状況
- b 注目される種の分布、生息状況、食性及び行動様式
- (イ) 生息環境
  - a 地形、地質、土壌及び水象の状況
  - b 微気候、植生の状況及び植生の垂直的階層構造
- (ウ) 動物と生息環境との相互関係

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模及び地域の特性等を考慮して、対象事業の実施が動物に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

###### a 動物の状況

動物の調査は、自然環境保全基礎調査等既存資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、既存の調査手法により、必要に応じて聞き取り調査を加えることとする。

###### b 生息環境

生息環境の調査は、関連する他の予測・評価項目の調査結果の整理及び現地調査による。現地調査は、地形、地質、土壌、微気候、水象及び植生について、関連する他の予測・評価項目の調査手法を参考に調査する。

###### c 動物と生息環境との相互関係

動物と生息環境の調査結果をもとにして、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域における、環境類型別・季節別の補食関係及び空間利用状況について量的関係を考慮して、断面模式図等を描く方法による。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、動物の生息状況を把握するために適した時期及びその四季変動を十分把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。

### (3) 生態系

#### ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

##### (ア) 構成

###### a 動物・植物その他の自然環境に係る概況

###### b 生態系の構成

- (a) 構成種
- (b) 存在状況
- (c) 広がり又は遷移の状況
- (d) 相互関係
- (e) 種の多様性

##### (イ) 地域の生態系を特徴づける指標種

###### a 生態及び生態系における位置づけ

- b 分布の状況
- c 生息環境又は生育環境の状況
- d 他の動植物種との相互関係

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模及び地域の特性等を考慮して、対象事業の実施が生態系に影響を及ぼすと予想される範囲(地域又は経路)とする。なお、動物及び植物の調査範囲を参考に必要に応じて範囲を拡大して設定するものとする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

###### a 構成

非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)及び生物的要素(植生、植物相及び動物相等の状況等)及び人為的状況(大気汚染、水質汚濁、土地の改変等)の調査結果に基づき、既存文献等又は専門家の意見を参考に現地調査による情報の収集並びに整理・解析その他の方法で各要素間の関連図を作成する等により、生態系の構成を推測する方法等とする。

###### b 地域の生態系を特徴づける指標種

既存文献資料等又は専門家の意見を参考に、当該環境単位の特性に応じ、地域の生態系を特徴づける指標種として生態系の上位に位置するという上位性、生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境の指標となる特殊性を有する種並びに生物群集の相互関係の要になる種、特定の環境条件に依存する種群を代表する種及び危急的な種等を複数選定し、これらの種の分布、生息・生育環境の状況及び他の動植物との相互関係を調査することにより、その現況を確認する方法等とする。

なお、並行して進められる動植物の調査結果を踏まえ、必要に応じて、指標種を選定し直すものとする。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、生態系の概況(指標種と生物種の関係、生息、生育環境との関係等)を把握するために適した時期及びその四季変動を十分把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。

### 3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保

#### (1) 景観

##### ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

##### (ア) 景観の特性

- a 建築物、緑地、河川、道路等の景観構成要素及びそれらが集合体として果たしている地域景観の特性

##### (イ) 眺望の状況

- a 代表的な眺望地点の位置及び分布状況
- b 眺望地点からの眺望景観の特徴及び眺望領域並びに景観資源の種類及び分布状況

#### イ 調査範囲

調査範囲は、対象事業の種類、規模及び地域の特性等を考慮して、対象事業の実施が景観に影響

を及ぼすと予想される範囲とする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

###### a 景観の特性

景観の特性の調査は、既存資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、次に掲げるところによる。

写真撮影、模型の作成等により、景観調査表又はイメージマップ等景観図を作成する。

###### b 眺望の状況

眺望の状況の調査は、眺望地点からの景観の特徴及び展望領域等について資料の収集・整理写真撮影等の現地調査による。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、景観の現況及び四季変動を把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。

#### (2) 人と自然との触れ合い活動の場

##### ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

日常的又は非日常的な人と自然との触れ合い活動の場又は施設の位置、内容及び利用状況

##### イ 調査範囲

調査範囲は、事業の実施が人と自然との触れ合い活動の場として不特定多数の者の利用に供される地域の自然的特性に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

#### ウ 調査方法

##### (ア) 調査内容

人と自然との触れ合い活動の場の現況について、既存の資料の整理・解析及び現地調査による。現地調査は、聞き取り調査等により主要な利用地域、施設の位置を図面に表示するとともに、施設の規模、構造等を明らかにする。

##### (イ) 調査期間

調査期間は、人と自然との触れ合い活動の場の現況及び四季変動を適切かつ効率的に把握し得る期間とする。

##### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その特性について解析する。

#### 4 環境への負荷の低減

##### (1) 廃棄物等

##### ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

##### (ア) 発生する廃棄物及び建設副産物(以下「廃棄物等」という。)の種類と発生量及びその特性並びに廃棄物等の処理計画

##### (イ) 廃棄物等の減量化又は再利用の状況

##### (ウ) 周辺の主要な処理施設の位置、内容又は利用状況

## イ 調査範囲

調査範囲は、事業の実施により発生する廃棄物等が地域の生活環境に影響を及ぼすと予想される範囲とする。

## ウ 調査方法

### (ア) 調査内容

廃棄物等の発生の状況について、既存の資料の整理・解析及び事業計画に基づき、発生する廃棄物等の種類及び発生量を算出する。

### (イ) 調査期間

調査期間は、事業計画に基づき発生する廃棄物等の種類及び発生量を適切かつ効率的に把握し得る期間とする。

### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その状況について解析する。

## (2) 温室効果ガス等

### ア 調査項目

調査項目は、次に掲げる項目とする。

- (ア) 排出する温室効果ガス(CO<sub>2</sub> 等をいう。以下同じ。)及びオゾン層破壊物質(フロン類等をいう。以下同じ。)の種類及び発生量、吸収量並びに使用量
- (イ) 排出する温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の処理計画
- (ウ) 温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の削減又は代替の状況

### イ 調査方法

#### (ア) 調査内容

温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出の状況について、既存の資料の整理・解析及び事業計画に基づき、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の種類及び発生量、吸収量並びに使用量を計算する。

#### (イ) 調査期間

調査期間は、事業計画に基づき温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の種類及び排出量又は使用量等の状況を把握し得る期間とする。

#### (ウ) 調査結果

調査結果の解析は、調査項目の現況を把握し、その状況について解析する。



## 第 1 2 予 測

### 1 環境の構成要素の良好な状態の保持

#### (1) 大気質

##### ア 予測内容

予測内容は、大気質に変化を及ぼすと予想される物質(大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質は除く。)の大気中における濃度又は飛散・降下する量(飛散・降下する量の予測が困難な場合は、飛散・降下する範囲。)とする。

なお、予測は、長期平均値で行うものとし、短期平均値についても予測することが可能な場合には、併せて行う。

##### イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

##### ウ 予測手法

予測は、対象事業の種類、気象条件、地形等の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選択し、又はその組み合わせの手法による。

##### (ア) 大気拡散式

a プルームモデル

b パフモデル

##### (イ) 模型実験又は野外拡散実験

##### (ウ) 類似事例の参照

#### (2) 水質

##### ア 予測内容

予測内容は、対象事業の実施により、水質等に変化を及ぼすと予想される調査項目の水中又は底質中における濃度とする。

##### イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

##### ウ 予測手法

予測は、対象事業の種類、規模、流況等の水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから選択した適切な方法による。

##### (ア) 単純混合式

##### (イ) その他適当と認められる理論計算式

##### (ウ) 類似事例の参照

#### (3) 水象

##### ア 予測内容

予測内容は、対象事業の実施により、直接的又は間接的に水象に変化を及ぼすと予想される以下の項目に対する変化の程度又は消滅の有無を予測する。

##### (ア) 河川及び湖沼等の流況

##### (イ) 地下水の賦存状況

##### (ウ) 利水及び水面利用等

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

直接的影響は、対象事業の種類、規模、流況等の水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選択する。

また、間接的影響は、類似事例又は経験則等により予測する。

- (ア) 数理モデルによる流況計算
- (イ) 水理模型実験等の実験式
- (ウ) 現地実験
- (エ) 類似事例の参照
- (オ) その他適当と認められる方法

(4) 土壌

ア 予測内容

予測内容は、対象事業の実施により、土壌に影響を及ぼすと予想される物質の土壌中の濃度とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、対象事業の種類、規模等を考慮して、類似事例を参照する方法等による。

(5) 騒音

ア 予測内容

予測内容は、騒音の種類ごとに次に掲げる内容とする。

- (ア) 工場騒音  
騒音レベル(代表する又は問題を生じやすい時間帯の騒音レベル)とする。
- (イ) 建設作業騒音  
騒音レベル(著しい騒音を発生する工程における騒音レベル)とする。
- (ウ) 道路交通騒音  
等価騒音レベルとする。
- (エ) 新幹線鉄道騒音  
騒音ピークレベル(連続して通過する20本の列車)とする。
- (オ) 航空機騒音  
WECPNL又は時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )とする。
- (カ) 低周波音  
対象事業の実施による低周波音の及ぶ地域の範囲及びその程度(音圧レベル)とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、次に掲げる手法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせた方法による。

- (ア) 伝搬理論計算式

- (イ) 類似事例の参照又は経験的回帰式
- (ウ) 模型実験、実地実験

(6) 振動

ア 予測内容

予測内容は、振動の種類ごとに次に掲げる内容とする。

- (ア) 工場振動  
振動レベル(代表する又は問題を生じやすい時間帯の振動レベル)とする。
- (イ) 建設作業振動  
振動レベル(著しい振動を発生する工程における代表的な振動レベル)とする。
- (ウ) 道路交通振動  
振動レベル(80%レンジの上端値)とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、対象事業の種類、特性等発生源側の状況等を考慮し、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせた方法による。

- (ア) 伝搬理論計算式
- (イ) 類似事例の参照又は経験的回帰式
- (ウ) 実地実験

(7) 地盤

ア 予測内容

予測内容は、対象事業の実施に伴う地下水位の低下及び地盤の沈下量とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測手法は、類似事例の参照又は圧密理論、井戸公式等の理論式による。

(8) 悪臭

ア 予測内容

予測内容は、対象事業の実施に伴う臭気指数とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、対象事業の種類、気象条件、地形等の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせた手法による。

- (ア) 大気拡散式
  - a プルームモデル
  - b パフモデル
- (イ) 模型実験又は野外拡散実験

(ウ) 類似事例の参照

(9) 地形・地質

ア 予測内容

予測内容は、地形・地質の変化の程度及び内容の変化とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、類似事例の参照により行う。

(10) 反射光

ア 予測内容

予測内容は、反射光に係る環境影響とする。

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、類似事例の引用又は解析とする。

2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 植物

ア 予測内容

予測内容は、次に掲げる事項とする。

(ア) 植物の消滅の有無及び改変の程度並びに植生改変が周辺の植生に及ぼす影響

(イ) 緑の量の変化

(ウ) 生育環境の変化

(エ) 植物と生育環境との相互関係の変化

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、類似事例の参照又は解析等により行うこととし、できるだけ定量的に行うものとする。

(2) 動物

ア 予測内容

予測内容は、次に掲げる事項とする。

(ア) 動物の変化の程度

(イ) 生息環境の変化

(ウ) 動物と生息環境との相互関係の変化

イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

ウ 予測手法

予測は、類似事例の参照及び解析等により行うこととし、できるだけ定量的に行うものとする。

### (3) 生態系

#### ア 予測内容

予測内容は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 構成の変化
- (イ) 指標種の分布の変化
- (ウ) 指標種の生息環境又は生育環境の変化
- (エ) 指標種と他の動植物種との相互関係の変化
- (オ) 生物の生息・生育空間の連続性及び種の多様性の確保

#### イ 予測範囲

動植物その他自然環境の特性及び地域の生態系を特徴づける指標種の特性を踏まえ、地域の生態系を特徴づける指標種に係る環境影響を受けるおそれがある地域

#### ウ 予測手法

動植物その他自然環境の特性及び地域の生態系を特徴づける指標種の特性を踏まえ、指標となる構成要素に対する影響の有無及びその程度について、類似事例の参照により、できるだけ定量的に整理・解析することにより行うものとする。

### 3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保

#### (1) 景観

##### ア 予測内容

予測内容は、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

- (ア) 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度
- (イ) 代表的な眺望地点の改変の程度及びその地点からの眺望の変化の程度

##### イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

##### ウ 予測手法

予測手法は、次に掲げる方法のうち適切なものを選定する。

- (ア) 完成予想図又は合成写真の作成
- (イ) イメージマップ等景観図の作成
- (ウ) 周辺地域を含めた模型の作成

#### (2) 人と自然との触れ合い活動の場

##### ア 予測内容

予測内容は、レクリエーション資源及び日常的又は非日常的な人と自然との触れ合い活動の場の消滅の有無及び改変の程度並びに利用環境の変化とする。

##### イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

##### ウ 予測手法

予測は、類似事例の参照又は解析等により行う。

#### 4 環境への負荷の低減

##### (1) 廃棄物等

###### ア 予測内容

- (ア) 廃棄物等の種類及び発生量
- (イ) 廃棄物等の減量化、再利用等の状況
- (ウ) 地方公共団体の環境保全施策に及ぼす影響

###### イ 予測範囲

予測範囲は、調査範囲に準ずる。

###### ウ 予測手法

予測手法は、次に掲げる方法のうち適切なものを選定する。

- (ア) 類似事例の参照
- (イ) その他適当と認められる方法

##### (2) 温室効果ガス等

###### ア 予測内容

- (ア) 温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の種類及び排出量並びに使用量等
- (イ) 温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制及び代替の内容

###### イ 予測手法

予測手法は、次に掲げる方法のうち適切なものを選定する。

- (ア) 類似事例の参照
- (イ) その他適当と認められる方法

## 第 1 3 評価

それぞれの選定項目について、関連する他の項目の調査及び予測結果や環境保全措置の検討結果をとりまとめ、他の選定項目に係る環境要素に及ぼす環境影響を含め、評価結果の相互の関係を検討することにより総合的に評価を行う。

### 1 環境の構成要素の良好な状態の保持

#### (1) 大気質

##### 評価基準

環境基準等、濃度指針又は排出基準等を参考に、大気汚染物質濃度の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (2) 水質

##### 評価基準

環境基準等を参考に、現況水質、利水目的等を考慮し、水質の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (3) 水象

##### 評価基準

現況流況、利水目的及び水面利用等を考慮し、河川流量、水位その他水象の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (4) 土壌

##### 評価基準

土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)に定める基準等を考慮し土壌汚染による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (5) 騒音

##### 評価基準

環境基準等を参考に、騒音の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (6) 振動

##### 評価基準

振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく規制基準等を参考に、振動の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (7) 地盤

##### 評価基準

- ア 既に地盤沈下が発生している地域においては、さらに地盤沈下を進行させない基準とすること。
- イ 現在、地盤沈下が発生していない地域においては、新たに地盤沈下を生じさせない基準とするこ

と。

(8) 悪臭

評価基準

悪臭防止法施行規則(昭和47年 5月30日総理府令第39号)に基づく規制基準及び栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第25条(平成17年 1月31日栃木県規則第1号)に基づく遵守事項を参考に、臭気の変化による生活環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

(9) 地形・地質

評価基準

地形・地質の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

(10) 反射光

評価基準

反射光による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

2 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 植物

評価基準

ア 次の基本方針を満足すること。

(ア) 自然環境保全基本方針(昭和48年総理府告示第30号)

(イ) 自然環境の保全及び緑化に関する基本方針(昭和50年栃木県告示第 214号)

イ 植物相及び植生並びに生育環境の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

(2) 動物

評価基準

ア 次の基本方針を満足すること。

(ア) 自然環境保全基本方針

(イ) 自然環境の保全及び緑化に関する基本方針

イ 動物相及び生息環境の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

(3) 生態系

評価基準

ア 次の基本方針を満足すること。

(ア) 自然環境保全基本方針

(イ) 自然環境の保全及び緑化に関する基本方針

イ 植物相、動物相及び指標種の生息・生育環境に代表される生態系の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。



### 3 地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保

#### (1) 景観

##### 評価基準

景観の変化による地域景観への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (2) 人と自然との触れ合い活動の場

##### 評価基準

人と自然との触れ合い活動の場の状況の変化による人と自然との触れ合い活動への影響の回避、低減が最大限図られていること。

### 4 環境への負荷の低減

#### (1) 廃棄物等

##### 評価基準

廃棄物等の排出量の変化及び廃棄物等の処理の状況の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

#### (2) 温室効果ガス等

##### 評価基準

排出する温室効果ガス、オゾン層破壊物質の量の変化による地球温暖化及びオゾン層破壊の防止に向けた影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 第 1 4 その他

- 1 この技術指針に定めるもののほか、環境影響評価等の実施に必要な事項については知事が別に定める。
- 2 この技術指針は、令和2年12月1日以後、対象事業として実施されるものについて適用する。